

建設工事等指名停止措置一覧

令和8年4月8日現在

指名停止措置期間			商号又は名称	所在地	指名停止措置理由	備考				
令和8年	4月	8日から	令和8年	5月	22日まで	指名停止1.5か月	(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	独占禁止法違反行為	

※指名停止措置期間を経過した案件は、随時削除していきます。